

# 会議録

令和6年5月29日(水) 場所 3階 第5研修室

会議名：第1回総務・経済常任委員会

出席委員：安齋委員長、竹田副委員長、平野委員、東出委員、廣瀬委員、新井田委員  
相澤委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後2時56分  
事務局 片桐、山下

---

## 開会

### 1. 委員長挨拶

**安齋委員長** ただいまから、第1回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は10名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による委員会定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

皆さん、改めましておはようございます。

きょう1回目ということで、結構内容については審議しなきゃならないことがたくさんありますので、進行のほうを順調にいくようによろしく願いいたします。

本日につきましては、まず町民課の空き家対策等についてということで、現地調査がありますので、このあとすぐ現地のほう視察に行きたい思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前9時31分**

**再開 午前10時05分**

## 2. 調査事項

### <町民課>

#### ・空き家等対策について(現地調査あり)

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま現地のほうを確認してまいりました。

空き家対策等について、町民課のほうから説明、その他もあると思いますので、よろしく願いいたします。

畑中課長。

**畑中町民課長** 改めまして、おはようございます。

町民課の畑中です。

私のほうから、調査事項の空き家等対策について、ご説明のほうをさせていただきます。

それでは、資料のほう 2 ページ目をお開きください。

一つ目の空き家解体の経過についてでございます。

現在、空き家解体に向けて対応しております 2 件について、経過を報告させていただきます。

灰色の枠につきましては、昨年 7 月 10 日に開催しました、令和 5 年度第 3 回総務・経済常任委員会で報告した内容となっております。今回は、その後の状況について、ご報告をさせていただきます。

(1) 釜谷地区でございます。

令和 5 年 10 月 4 日に、最後の 1 名のかたについて、相続放棄が確認できました。これをもちまして、相続人全員の相続放棄が確認できましたので、その後 12 月 4 日に略式代執行の実施について決定をしまして、12 月 8 日には公告を行っております。

12 月 26 日には、抵当権者に対しまして略式代執行を実施する旨の通知を行っております。

令和 6 年になりまして、1 月 11 日に指名競争入札を実施しまして、3 月 12 日に解体が終了しているところでございます。

解体前後の状況につきましては、4 ページのほうに写真を掲載してございますので、こちらをご参照ください。

続きまして (2)、新道地区でございます。

令和 5 年 6 月から 7 月にかけてまして、家屋を所有している法人の役員について調査を行い、代表者と全員が亡くなられておりまして、役員が不在であることを確認しております。

そのため、令和 5 年 7 月に土地の所有者についての調査を行っているところです。

また、令和 5 年 8 月から 9 月にかけてまして、過去に他の自治体において法人が所有する家屋の略式代執行が実施できなかった事例が確認されたことから、北海道や顧問弁護士に状況等を確認・相談等を行いまして、現在は制度が改正されまして本件については、略式代執行の実施について問題がないということを確認しております。

その後、9 月 11 日に土地所有者から状況の確認を行っております。

また、11 月 14 日には同一敷地内にあります別な家屋の所有者、また令和 6 年 2 月にその家屋の元所有者から状況の聞き取り等を行っておりますが、法人に関する情報は得られませんでした。

また、6 年 5 月 1 日には緊急安全措置を行っております。こちらは、4 月末に強風でトタンがあおられていたという連絡を地域のかたから受けまして、木古内消防署と連携しまして、トタンが飛散しないような対応をしていたところでございます。

また、5 月 15 日に特定空き家の認定を行いまして今後、略式代執行に向けた手続きを進めていくという状況でございます。

続きまして、資料の 3 ページでございます。

その他の空き家の状況についてでございます。

(1) 令和4年度空き家等実態調査結果でございます。

こちらは、令和5年度第3回総務・経済常任委員会でご報告させていただいたもので、令和4年度に各町内会にご協力いただき実施しました、空き家等実態調査の結果でございます。倒壊寸前から住居以外まで5種類に分類したものとなっております。

続きまして(2)、町の現地調査による区分結果及び状況でございます。

(1)の調査結果をもとに、老朽化や破損が進んでいると思われ①の倒壊寸前、②の災害時危険の2種類につきまして、令和5年度に現地調査を行いました。その結果を重度危険空き家、軽度危険空き家の2種類に分類してございます。

こちらの分類は、住宅土地改良法で定めます不良住宅の評価方法を用いまして、不良住宅に該当するものを重度危険空き家、不良住宅に該当しないものの構造等に一定の不良状態が見られるものを軽度危険空き家と分類しております。

その結果、①重度危険空き家が43件、軽度危険空き家が16件となっております。

現在、重度危険空き家に該当する家屋等の所有者を調査しまして、随時連絡を行っているところで、すでに解体済みとなったものが1件、また現在、町の解体助成制度の申請を行っているものが2件という状況でございます。

なお、(1)の①・②の合計が48件、(2)の合計が59件となっておりますが、この差につきましては現地調査の結果、1件でご報告を受けていたものが同一敷地に所有者の異なる2件の空き家が存在したケース、またこれまで町民のかたからの相談等を受けまして、担当のほうでこちらで把握していたもの、そういったものを含めた合計の件数となっております。

続きまして3番目、空き家等除去費解体助成金の申請状況についてでございます。

(1)が申請実績でございます。

令和4年度の実績までは、昨年度ご報告させていただいておりますので、令和5年度実績のみご報告いたします。

令和5年度につきましては、13件で740万6,000円となっております。

平成30年からの累計としましては94件、5,110万6,000円でございます。

なお、令和6年度につきましても本日現在で、4件の申請を受理しております。事務を進めているところでございます。

説明については、以上です。

**安齋委員長** ありがとうございます。

いまの説明について、なにか質問等ございますか。

新井田委員。

**新井田委員** 現場、どうもご苦労様でございました。

新道ちょっと私も同行させていただいて、状況確認をさせていただきました。担当課のほうでいろいろ資料を添付いただいておりますけれども、この中で二つ三つ確認をしたいと思えます。

まず、新道の今回視察した現場については、時系列にいろんな対策措置をしたという内容が記載されておりますけれども、例えば令和6年の5月1日ですよね、これ。緊急安全措置の実施という形をとられているということは理解しているんですけども、ただ今回見た状況の中で、もうペしゃんこの状況なんだけれども、トタンがいまの風でもう結構音

をたてている状況にもなっていると。それはわかるんだけど、緊急対応でロープでの縛りを対応したよということなんだけれども、感じたのは非常にロープの太さが気になります。これからの処理対応とかということとは当然話はあるんだろうけれども、まずその辺の台風に向けた対応をどうするんだと。やはり定期的に巡回すべきだと思います。おそらくいまの段階では、5月にそういう措置をしたということなんでしょうけれども、あのロープの対応を見るともう対応したようには見えていない。なんか宙ぶらりんで洗濯でも干せるような、それも干せないようななんかだらんとした状況になっているし、やはり風って自然っていうのは台風時期でなくても突風もあるわけで、そういう定期的な担当課としては見方が必要でないかというふうにまず1点、思うところです。それについてのちょっと見解。

それともう一つは、3ページの一番上の表の倒壊寸前だとか災害時危険だとかっていうことの区別はしているんだけど、私個人的な見解だとほぼほぼ同じじゃないかと。

いずれにしたって危険だよねっていうことなんだけれども、だから対応のことなんだけれども、この辺のやはり行政としての対応をどう考えているんだと。周り近所も見た段階で、周りの住民に対する安全安心とかそういう部分は当然考慮しなきゃならないんだろうけれども、その辺の対策っていったいどういうふうに考えているのかな。いま言ったように、屋根がちょっとぐらついているよとかということであればロープ枠でいろいろやれるんだろうけれども、その辺の定期的な巡回の中でやはりしていかないと、あつという間にやはり住んでいないところっていうのは、非常に傷みやすいそういうふうに感じていますので、その辺をどういうふうに思っているか、この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** ただいまの新井田委員のご質問でございます。

まず一つが新道地区の対応ということでございます。ロープにつきましては、過去に緊急措置で対応したものでございまして、今回についてはトタンがぁおられているということで、あおられている部分を再度釘で固定したりですとかそういった対応をしていたところでございます。

また、倒壊寸前、災害時危険等の分類というところですが、現時点では(2)のほうの重度危険空き家について対応しているところでございますが、このあと軽度危険空き家についても同様の通知等を行ってまいりたいと考えております。

また、状況の確認ということですが、定期的な巡回等こちらについては、現時点では実施してはおりませんが今後、状況確認というものは行ってまいりたいと考えております。

**安齋委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いま課長のほうから説明いただきましたけれども、ただ新道の部分に関してはロープをやったよと、そのあと釘なんかで対応したよというような表現なんだけれども、あれはあの処置は無意味だね。やっていないと同じです、私の目から言わせると。だからいま言ったように、自然っていうのはやはり冬場は雪とかでいいんだけど、ある程度雪の重みで飛ぶことはないんだろうけれども、やはりこれからっていうのはいつどういう風の状況になるかわからないというような部分もあるし、その辺っていうのはやはり対応

をしっかりとしないと、あの辺はたまさか住宅も少ないんだろうけれども、やはりなにかのきっかけでおおごとになりかねないケースもあるわけですよ。想定外っていうのは当然あるので、その辺やはり今後気にかけていただいて、もう少し対応をどうすべきか消防関係とかも含めて、ちょっと検討をしていただければなとそんなふうに思います。まずその部分をちょっといま気になった部分でございます。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 5月1日の件だけでも、ちょうど私もあそこの現場に出くわしたんですよ。

当時、消防署長、それからほか消防職員2名、計3名、これはあなた達から消防に対してどういう対応をとったんですか。ということは、5月1日の件は隣のトヨペットさんからあそこに車を止めたのでは、お客さんの車に支障をきたすかもしれないということで、あなた達のほうに連絡が入ったでしょう。まずその確認を一つ。

そして、ちょうど私もあの場で5分くらい消防職員のかたに、「きょうはどうもご苦労さん」と言いながら見ていてあれしていたんですけれども、あなた達じゃないでしょう、消防職員さんでしょう、やっていたのは。ということは、トヨペットさんから依頼があつて、結局消防さんが出たということは、彼らの仕事というのはこの中で災害救助法にあたる仕事で出たのかどうなのか。まずその確認。やはり見た限りでは、あそこをあれ以上、新井田委員がロープがだらんとなくなるとかなんとかつていう話あつたけれども、やはり消防職員は一生懸命やっているんですよ。だから、その辺あなた達どう評価しているのか、そしてこれから新井田委員も言いましたけれども、台風の時期に入ってくるわけだよ。早くやはりやってやらなきゃならないし、トヨペットさんには迷惑をかけるわけだ。あの部分、車置けないんだから。3台なり4台、かっぱがってきたら大変、お客さんの車に迷惑かけちゃうわけだから。その辺現課としてどう対応するんですか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** ただいまの東出委員のご質問でございます。

5月1日の件でございますが、東出委員おっしゃるとおり、お隣の車屋さんのほうからの情報ということでいただいたところです。

5月1日の午前中に私どもと木古内消防署において、現地確認をしているところがございます。その協議の結果、木古内消防署のほうでトタンの釘止めですとかそういった対応ということで、消防のほうで対応をしていただけたということでの打ち合わせを行いました。午後実際に対応していただいたという状況になってございます。

消防署さんとは、これまでも同様の対応を進めておりまして、現時点でも昨年度から定期的に危険空き家の情報等の打ち合わせを行うということで、ことしも6月に打ち合わせを実施するというので、いま消防さんと調整しているところで、連携を図りながら進めているところでございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** だから課長、答弁漏れなんだ。きちんとあなた達、自分の質問に答えてくださいよ。だから、消防さんはなんのために出たのということなんですよ。本来は、所管はあなた達のところでしょう、空き家対策というのは。消防さんが出たということは、結局強いて言えば災害救助法があつて、その時に出るわけでしょう、あなた達から依頼があつて。

だから、その辺の流れがどうなっているのということなんです。午前中にあなた達が確認したっていうのは、いまわかりましたよ。だから、その辺きちんと私の質問に適格に答えてください。そして、いいですか。そのままいつまでこれ放置しておくんですか。ということは、釜谷だとか新栄町は個人ですよ。かたやあそこは法人でしょう、会社でしょう。

だから、その辺の法的なもので個人と法人と違うわけだから、その辺を含めて解体にあたっての法的な部分は、どういうふうクリアしていくのかその辺ちょっと教えてください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 又地委員。

**又地委員** 5月15日、すでに該当判断、認定ってあるんですね。まだ課長のほうからあれないのは確認したいのは、根抵当権者が3人いるんですね。この3人の方々は、建物に対しての根抵当権を設定していると思うんだけど、この3人のかたはすでに債権放棄をしているのかどうかって、その確認。

あとは、該当判断と認定ってあるんだけど、いま同僚委員からいろいろ質問の中で、隣車屋さんという中で、早くしてやらないとだめだろうというような意見もありました。

そんな中で、この後のローテーションはどうなるのかと。例えば台風シーズンに入って飛散したと。車屋さんの例えば飛んでいって、ガラスとか割ったとかどうのこうのっていうことになれば、ある意味では町のほうに損害賠償云々だとかっていう問題もこれありだろうと思うんですね。そのあたりはもう認定してしまっているわけだから、もうすでにローテーションが決まっているのではないのかなと思うんだけど、そのあたりをちょっともう少し詳しく説明してくれませんか。

私が一番確認したいのは、債権放棄をとってあるのかどうかと。もう1点、土地所有者の話が全く出てこないんだよね。その辺も説明してください。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** まずは1点目が、消防の災害救助法というお話があったかと思います。

こちらについては、本来であれば法的な部分が関連するということかもわかりませんが、現状としましてはこれまでも連携して対応をいただいているというのが状況でございます。

また、新道地区の状況でございますが、法人ということでちょっとなかなかこれまでは個人が所有するケースということで対応してきましたが、法人ということでいろいろな関係法令ですとか弁護士、または過去の事例等を確認しながら進めてきておまして、現状としましてはあとは略式代執行に向けて事務を進めていくという状況までできていると認識してございます。なので、年内にはなんとか解体が終了できるように新道地区については、事務を進めてまいりたいと考えております。

また、土地所有者でございますが、土地所有者とも調査をしまして連絡は現在とれる状況になってございます。ただ、状況確認をしておりますが、土地所有者も実情のところ個人とも連絡がとれなくなっているということで、なかなか対応に苦慮しているというようなお話は聞いているところでございます。

債権放棄は、新道地区の網掛けのほうに載ってございますが、過去に調査いたしておまして、債権についてはないということで確認はとれてございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** だから私が言うのは、消防と課長は連携をとっている、それは大事なことだと思う。ただ、消防消防って言ったって、なかなかプロじゃないわけだよ。だから、その辺の部分でやはり彼らが動くというのは、だから私は法的にはあなた達からただ依頼があったというだけじゃないと思う。危険を伴うから災害救助に基づいて動いているのではないですか。その辺はどういうふうに確認、あなた達消防との連携をとっていますか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 実際は、消防としましても法に基づいて動いていただいているというところと認識してございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** なんの法ですか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 災害救助法に基づいて活動していただいていると認識しております。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 平野です。

この空き家対策については、もう過去に長年にわたり懸念事項であり、近年ようやく行政も動いていて、実際そのように解体の実績も重ねているということかと思えます。

いま新井田委員並びに東出委員の話を聞いている中で、私も感じたことなんですけれども、消防のかたに依頼をして、応急処置をしていただいているという現状なんですけれども、いまの新井田委員のロープが利いていないだろうって。畑中課長の答弁が「それは過去にやったやつなので」という答弁の流れのとおり、過去にも消防のかたに来ていただいて、数々の現場に立ち会ったことがあるんですけれども、ロープを張るだけの単管で支えるだけの、トタンを留めるビスを留めるのをやっていただいたんですけれども、東出委員が言うようにやはり彼らはプロではないんですよ。その辺の技術と言いますか、もう少ししっかり安全性を今回だってロープがあのとおり緩んでいるのに、風で建物が飛ばないようになんでもっと張らないんだとか、今回のビス留めだけすればそれでいいってことじゃないと思うんです。そこは、消防に伝えるではなくてやはり発注する行政側ももう少しその辺の安全性を学んでいただいて、もう少ししっかり消防と連携して安全性を強めてほしいなと思うシーンが多々見受けられるので、今回も然りその辺もう少し取り組んでいただきたいと思えます。

それと、危険家屋の進捗については大変時間がかかるものと認識しておりますけれども、釜谷の解体の経過なんですけれども、例えばようやく代執行に進むにあたり、入札が行われてから解体まで 2 か月かかっているんですけれども、この期間については適切な期間と捉えてよろしいのでしょうか。1 日でも早く決まった以上、進んでほしいなと思う願いから期間についての質問をさせていただきます。

あともう 1 点だけ、令和 4 年度に町内会にお願いしてこのように実態調査を行ったところ。その後、令和 5 年に再度その調査をもとに担当課がそれぞれの仕分けになり、このような数値になったと思えますけれども、このあとその調査については、今回令和 4 年を調べてもらったものをもとに今回こう出しましたよ、じゃあこのあとはどうするんだと。

引き続きの調査です。これ毎年毎年、追加で町内会にお願いしていくということにも

ならないと思うので、引き続き毎年担当課がしっかりと追加の部分も含めた、当時は令和5年は不適當だったけれども、年数を経過すると危険になることも考えられますので、その追加調査です。それをどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** ただいまの平野委員のご質問でございます。

1点目が、緊急措置等の安全性の対応ということでございます。こちらについては今後、適切な対処ができるように建設水道課ですとか関係課とも協議しまして、対応を行うようにしてまいりたいと考えております。

2点目が、釜谷地区の解体につきまして、競争入札から解体終了が2か月というところのご指摘でよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、建設水道課とも協議してございまして、解体に向けての工期というのが2か月程度見込むということでの必要だということでの設定を行ったところでございます。

3番目の追加調査でございます。こちらにつきましては、これはあくまで今回の現時点での危険空き家の件数というふうには認識しております。ですので今後、町民のかたからの通報をいただいて新たに追加する、または巡回の中でこちらが発見するものですとか随時、追加等はしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 追加しているのか、いま実数で56という数字が出ていますよね。この56に対しての追加調査を毎年行うのかっていう意味のほうが強くて、当然新しいところを町民の情報なり、町民パトロールなりで追加するのは当たり前なんですけれども、その部分をもう少し詳しく考えをお聞かせください。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 追加調査でございますが、先ほど定期的な状況確認の巡回等というご意見などもいただいておりますので、そこは担当のほうでも確認をしまして、老朽化の進捗具合ですとかそこというのは定期的に確認というのは行ってまいりたいと考えております。

必要に応じまして、状況が変われば軽度から重度への格上げ、そういったものも行っていく形になると考えております。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** わかりました。期間について、何か月に1回なのか、1年に1回なのか明言はなかったですけども、これは毎年毎年この表として数字として我々にご報告いただける認識でよろしいでしょうか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** こちらにつきましては、毎年度状況は報告させていただきたいと考えております、件数についても。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** いま新道の件でいろいろと意見が出たんですけども、解体費についての積算、これはもうしてあるのか、これから積算するのか。そして、年内と言っているけれども、私は1日でも早く解体したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そ



の辺についてはどういいう見解をもっていますか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 新道地区でございますが、現状では当初予算で概算での予算をとっているところでございます。略式代執行正式にいまこれから着手、事務を進めていけるということになりましたので、今後改めて建設水道課と正式な積算を行っていく形でございます。

また、解体につきましても、先ほど年内というお話をさせていただきましたが、担当課としましてもできるだけ早く解体が終了できるように事務を進めてまいりたいと考えております。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 概算の数字は出ていますか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 当初予算では、車庫と事務所をあわせて 300 万ということで見込んでおります。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 平米あたりいくらになりますか。

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 39 分

**再開** 午前 10 時 40 分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

畑中課長。

**畑中町民課長** こちらにつきましては、事務所が 39.74 m<sup>2</sup>、車庫が 171.82 m<sup>2</sup>の登記でございます。平米単価としましては、1 万 4,180 円ということになってございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 実際、私達に平米 1 万 4,180 円と言ったんだけど、以前にも高い安いという議論があったんだけど、この辺についてはなにを参照にして 1 万 4,180 円っていう単価を算出したんでしょうか。例えば道単価だとかなんとかってあると思うんだけど、なにを参照にしたのか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 通常の積算は、建設水道課のほうで北海道の単価を参照しまして、積算を行っているものでございます。ただ、これはあくまで概算ですので予算上、正式なものというのはこれから改めて行います。あくまで概算というところでございます。

また、費用面につきましては、これまでご指摘いただいていたとおり、建設水道課も費用面等の部分の積算、経費の部分です。というものはご指摘いただいておりますので、そこは考慮した上での算出を行っているところでございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** それは釜谷、それから新栄町と対比して高いのか安いのか同等なのかどっちなんでしょうか。

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 10 時 43 分**

**再開 午前 10 時 45 分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

畑中課長。

**畑中町民課長** まず新道地区につきましては、あくまでも概算というところでの数字でございます。

釜谷地区との比較ということですが、ちょっと正確なところがあれでして、いま同程度と思われるというところでございます。

**安齋委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いろんな懸案が出ているんですけども、私最後にちょっとお願いしたいのは、資料は資料としていいんですけども、いま代執行の時期の話も出ました。私は、自らその辺の話が担当課から出てくるのかなと思ったんですけども、聞かれないと出てこないというようなちょっと状況にどうなんだろうと思ったんですけども、やはり資料にはその辺も記載してほしいですよ。いついつ頃になるんだっていうぐらいの記載はあってもいいし、今後やはり件数等もあれ、こういう状況が当然あるわけで、そうなった時に状況は状況と踏まえた中で、わかった範囲で解体時期だとかその辺の記載もちょっとやはりしてほしいな。それを私個人的には、ちょっと切に望みたいです。そうすると、いろんなやはり議論の中で、いろんな提案ができるというような部分もあるじゃないですか。だから、そういう部分をちょっとわかっている中で、記載できるのであればそういう解体時期だとかそういう部分の記載もちょっと含めて、今後資料提出をお願いしたいとそんなふうに思います。これは、要望です。

**安齋委員長** 又地委員。

**又地委員** 最後に 1 点、3 ページの表の (2)、町の現地調査による区分結果及び状況という部分で、重度危険空き家というのはたぶん壊さないとだめだろうと思われるあれですよ。この 43 件が解体済が 1 件、令和 6 年度に解体予定件数が 2 で、実数 40 となっているんですけども、この 40 の重度危険家屋の持ち主の方々とは、コミュニケーションをとっているのかどうか。これは、将来的には壊さないとだめな方々だと思うんです、間違いなく。

この人方の住所だとかいうのも調べていると思うんですけども、どうしますかということになるのかな。そういうあれはもうしているんですか。

**安齋委員長** 畑中課長。

**畑中町民課長** 重度危険空き家の 40 件についてでございます。

こちらにつきましては、所有者に対しまして基本的には通知は出しております。その中で、ご連絡いただいたかたとは状況を伝えて解体に向けてということのお話はこちらからは説明はしております。ただその中で、まだお返事の来ていないかたもいらっしゃいます。

こちらは、近日中に 2 回目の通知を再度発送する予定です。

また、郵便物が戻ってきてしまっているかたというのも数件ございます。こちらにつきましては、戸籍等のいま調査を進めておりまして、関係者のかたといま調査しまして、判明した段階でそちらに通知を出すということで、いま事務を進めているところでございます。

**安齋委員長** 又地委員。

**又地委員** そうしたらこの40件の部分で、例えば平米数だとかそういうもの、建坪だとかそこまで調査しているのかな。ということは、将来的にこの人方は町の補助金をもらって壊すと思うんです。そうすると最高額の60万になるのかどうなのか、その試算というのは先ほど課長が言った平米あたり1万4,180円が基本になると思うんです。そうすると今後、全体的な予算をどれだけ組めばいいというのは、試算できると思う。これは、まちづくりの一つの基本だと思うんですよ。その辺調査していますか。例えばしていないとしても、各税金を出すでしょう、いくらですよとかって。そのあれを見れば建坪がいくらとかって賦課して税金をかけているわけだから、かけないところもあるかもわからないけれども、その辺をしっかりと押さえておかないとこれからいくら予算を組めばいいかというのは出てこない。だから、そういうのはしっかりと担当課としてただ調べるだけでなく、せっかく調べるのであればそこまで調べてほしいなと思うので、それは答弁いりません。お願いしておきます。

**安齋委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 空き家解体については、この実施が決まるまでは人のものということなので、潰して飛ばないようにするとかっていう作業はできない状況ですよ。だから、本当は手を付けられないという中での危険な状況を抑えるというのは、すごく難しいことだと思うんですけれども、どんどんどんこういうのが増えてくるので、なんとかそこら辺は頑張っって把握して、なるべくその人にやってもらうようにしてもらいたいなというふうに思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時52分

**再開** 午前11時02分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、町民課の空き家対策等についての調査を終了いたします。

町民課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時02分

**再開** 午前11時12分

## 行政からの報告事項

### <まちづくり未来課>

#### ・町内における小型風力発電の申請箇所について

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、まちづくり未来課のほうから小型風力発電のことについて、説明があるそうですのでよろしくお願ひいたします。

田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** まちづくり未来課です。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、私のほうから町内の小型風力発電の申請箇所につきまして、説明をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらにつきましては、再生可能エネルギー発電事業の届出書です。町に届けられたものでございまして、こちらにつきまして届け出者は材惣DMBホールディングス株式会社、所在地は愛知県名古屋市にある会社でございまして。

事業の名称は、上磯郡木古内町風力発電所、事業区域は木古内町字新道17番1、高さ28.6mの風力発電設備を1基設置する予定となっております。

設置箇所につきましては、10ページをお開き願ひします。

こちら航空写真になっておりますが、場所につきましてはこちらの地図に風車設置箇所と表記がありますとおり、町内パチンコ店付近でありまして、国道228号と町道浜通り線に挟まれた区域となっております。高さにつきましては、先ほど申し上げましたが、こちら12ページ及び13ページに高さの表示というのがございまして、羽の先端まで先ほど申しましたとおり28.6mで、設置箇所付近に立っております、電波塔が建っているんですが、だいたいその先端と同じくらいの高さになるというふう聞いております。

3ページにお戻り願ひします。

こちらは、事業の計画書になりますが、工事施工者及び設計者はTSUCHIYA株式会社という会社になります。工事期間はこれは予定になりますが、2024年の7月15日から10月31日を予定としております。

本発電事業の認定日につきましては、2017年の2月28日となっております、こちらの認定は経済産業者が行っております。

風力発電の運転開始予定日は、ことしの11月1日からとなっております、稼働は20年を予定しているという計画となっております。

4ページをお開き願ひします。

こちらにつきましては、設備等の維持管理に関する計画となっております、設備保守点検及び維持管理の実施につきましては、記載の事業者が委託を受けて実施する予定となっております。

5ページをお開き願ひします。

こちら稼働後の設備等の撤去及び処分に関する計画となっておりますが、本発電事業につきましては、20年事業期間が経過したのちは、設備等を更新せずに撤去する予定というふうになっております。

6ページをお開き願ひします。

6ページからは、風力発電事業の区域から500m以内の区域を対象に実施しました、住民周知の結果に関する報告となっております。

住民説明会の開催日は5月8日の水曜日、18時半から1時間程度となっております、会場は役場3階の第一研修室で開催をしております。

なお、周知の範囲につきましては、南本町町内会及び新道町内会となっております。

こちら7ページから14ページまでは、住民説明会で配付されました資料になりますので、ご確認願います。

こちら15ページをお開きいただければと思いますが、15ページから16ページにつきましては、住民説明会の議事録となっております。説明会につきましては町民のかた6名が出席をしまして、質疑等を行っております。

なお、こちらの届け出につきましては、現在町からも意見の申し出をしております。こちらの主な内容としましては、風力発電設備に予期せぬ事態が起こった時に、緊急的に対応できるように町内の事業者等と協力体制を構築すること、もう一つは騒音等につきましては、全国的に建設後の実測値がメーカーの公表ですとか想定値を上回るなどして、近隣住民との騒音トラブルですとか、あと健康被害ですとかの申し出といったそういったトラブルになる事例というのが散見されることから、それらに対応する住民の相談窓口を設けることを申し出ております。

これらの意見につきましては、事業者から回答をいただきまして、その内容を確認の上、再度意見等があれば申し出る事となっております。

資料の説明については、以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

**安齋委員長** 説明が終わりました。なにか質問はありますか。

新井田委員。

**新井田委員** いま説明をいただきました。内容については、どうのこうのというのはあまり私個人的には見受けられない。議事録を見てもだいたいなるほどなという部分は当然ありますし、完成品の耐風圧も約60mぐらいにはなっているので、概ね安全的な部分では配慮されているなどそんなふうには思っているんですけども、一つだけ。この設置にあたって、我が町に対するメリットをちょっと、どんなメリットがあるのかなっていうのだけちょっと教えて、行政で考えているこういうのがあるんですよというのがあればちょっとお知らせください。

**安齋委員長** 田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** いまのお尋ねでございます。

今回の小型風力発電に関しまして、町でメリットとなる部分につきましては、以前のこういった内容の委員会でもお話しましたとおり、固定資産税が発生するところになっております。それ以外の部分で、大型の風力発電ですとか様々環境アセスですとか様々な場面で町と話し合いをして、さらに生まれた電力ですとかそういったものを町になにかしら還元と言いますか、そういったものをできないかという協議をさせていただいておりますが、こういった小型風力発電はそこまで利益というものが出るものではないので、そういった協議ですとかそういったものはないというところでご理解いただければと思います。

**安齋委員長** よろしいですか。

又地委員。

**又地委員** 町民からのいろいろ質問にいろいろ答えていただいている中で、電波障害の部分はないんですね、電波障害の部分、町民からの質問と言いますか。これは、行政のほうで電波障害の部分で全く影響がないのかどうかというようなことは押さえておりますか。

**安齋委員長** 田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** こちらの施設につきましては、高さがだいたい 28.6 mで、あと周りになにかしらそういった 1 塔立つというところがございますので、電波障害という部分にはなかなか考えづらいのかなというふうには思っているんですが、当然これが立ったあと周りの近隣の住宅ですとかそういったところで、そういったような事象が発生したですとか、そういった情報が入りましたら、こちらの事業者に対しましては、そういったものを調査してくれというような指導というのを図ってまいりたいと思います。以上です。

**安齋委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いま又地委員の関連なんですけど、電波障害ってこの近所に携帯電話のアンテナありますよね。その影響が一番大きいのかなというそこら辺の調査っていうのは、どういうふうになってくるのかなというのがちょっとあれなんですけれども、あとこれ正直に言って 1 基だけっていうのは、これなんのためにやるのかなっていうのがちょっと。材惣さんは昔からあそこにソーラーやっているから土地もたぶんこれ材惣さんの土地なんだろうんです。だから、1 基だけこれを建てるというのは、なにが目的なのかな。普通 2 基・3 基って増えていくかなと思っているんですが、そこら辺もし知りうる限りの中で、ちょっと説明できればしていただきたいなと思いますけれども。

**安齋委員長** 田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** いまのお尋ねでございますが、まずなぜ 1 基だけというところになりますと、私達も実際のところは、ただ認定いただいているのが 2017 年になりますので、そういった中では当然売電を作るということで電力を売るので、当然それだけ 1 塔だけでも利益が出るというところはわかりますが、ただ土地の広さ的にこちらに関しては 1 基しか建てられないというようなことは伺っておりますので、そういったところでご理解いただければと思います。

もう 1 点の先ほど携帯電話の電波障害ですとかの部分に関しましては、再度町のほうからも意見を申し出ているので、そちらで確認をさせていただきたいと思います。

**安齋委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

(「休憩よろしいですか」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 23 分

**再開** 午前 11 時 26 分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり未来課の小型風力発電の説明のほうをこれで終わります。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 26 分

**再開** 午前 11 時 26 分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

行政からの報告事項ということで、副町長。

**羽沢副町長** すみません、時間をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうから情報の提供と言いますか、共通の認識と言いますかということで 2 点ほど皆様方に、先に分けて 1 点目に北海道銀行木古内支店店舗移転のお知らせという資料です。

5 月 16 日にプレスの方にリリースされた資料になります。それをそのまま、きょうは皆様方にお配りしております。

もうこの点については、新聞報道等で皆様方ご承知のこととは思いますが、改めて一つひとつ確認をしていきたいと思っております。

まずは、4 月 30 日になりますが、道銀函館支店等から町長のほうに訪問があり、この件について、もうこれも決定事項という形でお知らせがあったところです。

資料に基づきますと、まずは移転というか閉店なんですか、木古内支店の移転ということで 11 月 8 日の金曜日をもって、あそこでの営業を終えて、11 月の 11 日からは道南うみ街信用金庫木古内支店内で、A T M ですか共同の窓口を設置した中で、今後の運営を行っていききたいということで、取り扱いの事務につきましては、この 2 番の表に書いておるとおりでございます。

これ以外の一部については、テレビ電話等で函館支店のかたがうみ街の窓口でテレビ電話で対応していただけるということで伺っております。

また、2 枚目にいきますと郵便局です。木古内郵便局の A T M においても道銀さんの手数料を無料で、平日については全日無料で使えますよということで聞いております。

共同窓口また A T M の利用のイメージ図ということで、この図を見ればおわかりかという形で、郵便局については A T M、うみ街については A T M と共同窓口を設置されるという形になります。

ということで、うちのほうに報告という形、協議とかではなく報告という形でできております。

空き店舗になるわけですが、その利活用については今後、北海道銀行さんも町のほうと少し協議をさせていただきたいということで、この場で伺っております。

また、商工会さんのほうにも少し業者等へ影響がないかということで、確認をさせていただきました。たぶん商工会さんの肌感覚では、道銀さんが 3 割で信金さん 7 割の会員の利用率ではないかなということで、融資等が受けづらくなるのではないですかという問いをしたところ、現在も直接木古内支店でやっているものがないようなことを伺っておりますので、特段、この移転に伴う影響はないのではないかと聞いております。

あとは特になんですが、今後の町の指定金融機関です。

この件についても 6 月 3 日になりますが、道銀さん、うみ街信用金庫さん、町と 3 者で打ち合わせをする、協議をするということになっております。

町の方向性としては、やはり指定金融機関で取りまとめていただくというのは、とても重要な事務にもなりますので、うみ街信用金庫さんにそのまま継承していただければという考えをいまもっておりますが、協議次第でどのようになるかということで、まずは 3 日です。その辺しっかりと協議をしていきたいと考えております。どうしても指定金融機関がないともうバラバラに入金されたりですとか、事務が繁雑になるですとか、会計管理者

も相当な手間を強いることになりますので、指定金融機関をなくするという方向性は、現時点での考えはもっておりませんので、必然的にうみ街信用金庫さんをお願いすることになるのかなど。郵便局さんにもその可能性がないかを打診も一応したところなんですけど、ちょっとお引き受けできないというような回答もいただいているところです。

道銀さんの移転・閉店については、以上でございます。

**安齋委員長** この件について、なにかお聞きしたいことがありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** なければ、次の説明のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

副町長。

**羽沢副町長** それでは、2点目のこれもきのう・きょうと新聞報道等で皆様方ご承知のことかと思いますが、木古内警察署の再編整備ということで、この件につきましては5月9日に道警本部のほうから町長室のほうに、私と町長のほうにこういう方向でいま現在検討を進めているというようなお話をいただきましたが、ほぼほぼもうこれも決定事項というような形で、説明を受けたところです。

2年後の令和8年4月をもって、函館中央署の分庁舎化をして、今後の体制・対応をしていきたいと。そのことによって、道警の説明では1ページ目の2の(1)にある3点です。

ここが強化されるんだと逆に、いまよりも強化されると。なので、デメリットはないんだよという説明がございました。ですが、引き合いに出されたのは最後のページになります。6ページ目にある平成29年と令和2年にすでに前例がこのような形であるんですね。

再編整備を行ってきたという実績をもとに、説明を受けたところではもう単純に事件・事故、取り扱い件数が少ない、110番の件数が少ない、それに対して函館はもう何十倍・何百倍という事件件数を扱っている中で、マンパワーも不足している、警察のなり手も少ない、人もいないという中で、このような結論に至ったと。さらには木古内警察署の当直体制、これが道内で一番警察の数が少ない、25名体制で行っている中では、五班編成で5日に1回、当直が訪れるんだと。通常は10日に1回のところを倍もこなしている中で、この層としての機能を維持していくのは、非常に職員に負担を強いているんだという訴えがありました。町長と私と2人でしかまだこの件は打ち合わせはしてありませんが、まずは説明は聞きましたが、町のスタンスとしては良いですよ悪いですよ、そんななに一つ判断することはできませんと。例えばじゃあこのことによって、どんな予算の面ですとか人の面がどういふふうになるのかもっと具体的な数字ですとか、そういったものも示していただいた中で、総合的に判断したいということでお返しをしております。

このほかにも9日以外にも5月の27日になりますか、午前中に木古内警察署長が町長に改めてこの件で説明したいと来ましたが、同じ説明を繰り返す中で町長もそこで、「お話しわかりました、前回と一緒にですから聞きます」とお話し聞きましたが、町としてはこれからどのような対応をしていくかというのは、しっかりと検討させていただきたいということでお返ししております。

今後木古内警察署は知内も管轄にありますので、木古内町・知内町、そしてきょう議員の皆様にもこの情報をしっかりと認識していただいた中で今後、どのような対応をしていくかということは今後議長含めて相談をさせていただきたいと。また、町の各団体ですとか町民の声をその辺もしっかりと拾い上げた中でどのような対応、どのくらい抵抗でき



るかという部分もありますけれども、もう結論ありきでもってこられているようなお話ですけれども、このまま放っておくわけにもいかないなと思っております。このことを引き金に、これって5年後とか10年後程度の見据えた話だと思うんですけれども、その先です。

次の20年ないしのその先を考えた時に、もっともっと次の段階に進まれるのではないかなという危惧もありますので、これだけでも本当にある程度の対応をした中で、そう簡単にはできないんだなというところをしっかりと道警、道のほうに訴えかけていきたいという考えでおります。

資料のほうをほとんど説明していませんけれども、最初に言いました2の(1)の強化の部分は、2ページ目・3ページ目・4ページ目にこうなりますよということで、なんか絵で描いていますのでこれは見ていただければと。

5ページ目に、このたびの再編整備をしたいということで、64から57に考えているというのがありまして、真ん中の下にあるのが木古内署を函館中央署の分庁舎化と。

この中で、全て2年後を目指しているみたいなんですけど、寿都・岩内の部分につきましては、庁舎の建て替えがあるので3年後というふうに伺っております。

まずは、説明については報告になりますけれども、以上になります。

**安齋委員長** いま説明が終わりました。

ありますか、なにか。

苅部委員。

**苅部委員** ちょっと気になっているのは、行政サービスの維持というふうになっているんですけれども、どのレベルまでのサービスになっていらっしゃるのかなというのが気になります。

それとあともう一つ、鳥獣被害等もこれから出てくると思うんですけれども、その時の対応的な部分というのはどうなんでしょう。中央署のほうで全部対応してこっちにおいてくるような形になるのか。

**安齋委員長** 副町長。

**羽沢副町長** まず、窓口業務は残りますので、そこの行政サービスという部分は、維持されるというふうに認識をしておりますが、例えば鳥獣等での警察の出動等は、指揮権が今度は函館中央署になりますので、分庁舎さらには中央署からの応援隊ということで、いままでも以上に手厚くなるんだと。そういうものに対応する時には、人数をもっと割けるんだというふうに言われています。ただ、時間がかかりますよね。そこはどうかかなというところはありますが、そのように伺っております。

また、現状で重大事件・事故が起きた場合には、いまの木古内署長の指揮権は25名で対応するにはどうしても脆弱すぎるという、なので分庁舎化することによって、もっともつとそういったことが起きた時にはしっかりと対応できるんだ、2日かかるものが1日でできるんだというようなことも言われていました。以上です。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 住民感情からすれば道銀は閉鎖になる、警察は函館に行ってしまう。そうすると、本当に木古内町消滅の可能性、大になっちゃうよね。この辺は町として、それから住民感情としてやはりそういう大きな官庁が二つなくなるということは、これはやはり私は大事なものは、住民にとってのショックは大きいと。これは戒めないと思う。だから、この

辺やはりあなた達もこれから警察なり、それから道銀に対しても町の将来を考えた時には本当に大変な問題なんです。だから、その辺どう町長が受け止めてこれから対応していくかということですよ。

それと、道警に関しては道は条例改正しなきゃならないわけだ、道条例。再編、それから関係の部分で、この辺は道議会の動向を見なきゃならないと思うんだけど、やはり私は一番大きいのは先ほど言ったように、住民感情。特に警察に関しては安心安全という部分で、これから見た限りでは手厚くなるんだよとは言いつつも、はたして住民感情はそうならないだろうし、決して私はいま 25 人いると言いましたけれども、25 人の職員が木古内町に在住している人だって結構いるわけでしょう。そうすると、そこで例えば 25 人掛ける夫婦で来たら 50 人ですよ、単純に。50 人にならないかもしれない、1.5 人かもしれない、40 から 45 かもしれない。わからないけれども、最低限やはり人口減少になっていくのは、これははっきりしているわけでしょう。道銀さんだって何人かいるわけでしょう、地元。そうすると、ここで自然減プラス町から出て行っちゃうわけだ。この辺はやはり町としてもどう上級官庁と対応していくかということについては、これは本当に真剣に考えていかなきゃならないと思うし、ここは副町長の見解を聞いてもどうしようもないと思うんだけど、本音の部分で副町長きょういまこうやって説明したんですけれども、我々に対してどう説明したいんだと思っていますか。その辺ちょっと本音をざっくばらんでいいです。

**安齋委員長** 副町長。

**羽沢副町長** 繰り返しになりますけれども、このまま「はい、わかりました」という考えは全くもっておりませんので、町としてどのような行動ができるのか。また、町民の声をしっかりと吸い上げた中で、安心安全を守っていくという部分を 5 年・10 年ではなく、20 年後その先を見据えたまちづくりというものにしっかりと活かしていきたい。そのためにはしっかりと声を上げていきたいというふうには思っております。

ちょっと休憩を委員長、お願いします。

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 43 分

**再開** 午前 11 時 54 分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま羽沢副町長のほうから 2 点について、説明ございました。

ほかに質問がなければ、これで説明のほうを終わりたいと思います。

羽沢副町長、ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 55 分

**再開** 午後 1 時 00 分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは午前を引き続き、会議のほうを進めていきたいと思います。

平野委員から午後から欠席という届け出がありましたので、お知らせいたします。

それでは、次の案件ですけれども、令和 6 年度総務・経済常任委員会の事務調査案件の確認をしていきたいと思います。

こちらは、休憩中の中でやりたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 01 分**

**再開 午後 2 時 19 分**

### 3. 意見書

No.1 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

No.2 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

No.3 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を  
求める意見書

No.4 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 復元「30 人以下学級」など教育予算  
確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

No.5 地方財政の充実・強化を求める意見書

No.6 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書

**安齋委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは次、意見書案についてということで、事務局のほうで説明をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 19 分**

**再開 午後 2 時 41 分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま決まったとおり、3 番・4 番・5 番・6 番について採択と。3 番 提出者 吉田委員、賛成者 平野委員、新井田委員、4 番については提出者が東出委員で賛成者は回り番、5 番については提出者が竹田委員で、賛成者が回り番、6 番については提出者が東出委員、賛成者が吉田委員、竹田委員という形になりました。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 41 分**

**再開 午後 2 時 46 分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ということで、意見書についてはきょうの段階では、3 番・4 番・5 番・6 番が採択とい

う形になりましたので、よろしく願いいたします。

#### 4. 閉会中の所管事務調査について

#### 5. 所管事務調査報告書について

**安齋委員長** 続きまして、閉会中の所管事務調査について、それから所管事務調査報告書についてということなのですが、こちらは休憩中の中でやりたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 47 分**

**再開 午後 2 時 56 分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、きょうの案件は全て終わりましたので、これで第 1 回総務・経済常任委員会を終了いたします。

どうも皆さん、長い時間ご苦労様でした。

説明員：羽沢副町長、畑中町民課長、武部主査、村上主任、田畑まちづくり未来課長  
中村主査

#### 【傍聴（議会モニター）】

後藤美津江、松基祐吉、館政俊春

#### 【報道】

（函新）今井支局長、（道新）金 支局長

総務・経済常任委員会  
委員長 安 齋 彰